

9 事業者

介護保険のサービスを提供する事業者には、東京都が指定する事業者と、保険者である練馬区が、指定要件は満たしていないが、一定水準を満たすサービス提供を行うと個別に判断した基準該当サービス事業者がある。

なお、住宅改修、福祉用具購入については指定がなく、サービス提供ができれば、保険給付の対象となる。また、居宅療養管理指導については、既存の医院・薬局等は保険給付の対象となる。

練馬区をサービス実施地域としている指定居宅サービス事業者数

居宅サービスの種類	平成12年4月	平成13年4月	増加数
居宅介護支援	121 (77)	246 (81)	125 (4)
訪問介護	124 (47)	184 (62)	60 (15)
訪問入浴介護	18 (3)	25 (4)	7 (1)
訪問看護	20 (18)	40 (23)	20 (5)
訪問リハビリテーション	1 (0)	5 (4)	4 (4)
通所介護	24 (21)	30 (25)	6 (4)
通所リハビリテーション	10 (3)	17 (10)	7 (7)
短期入所生活介護	20 (12)	23 (13)	3 (1)
短期入所療養介護	4 (4)	5 (5)	1 (1)
痴ほう対応型共同生活介護	6 (0)	16 (2)	10 (2)
特定施設入所者生活介護	36 (4)	46 (4)	10 (0)
福祉用具貸与	74 (4)	143 (11)	69 (7)
合 計	458 (193)	780 (244)	322 (51)

注：（ ）は練馬区に所在地を有している事業者の内訳

練馬区内指定介護保険施設数

施設サービスの種類	平成12年4月	平成13年4月	増加数
介護老人福祉施設	12	13	1
介護老人保健施設	4	5	1
介護療養型医療施設	4	5	1
合 計	20	23	3

練馬区の基準該当サービス事業者数

サービスの種類	平成12年4月	平成13年4月	増加数
居宅介護支援	0	1	1
訪問介護	3	5	2
通所介護	1	1	0
合 計	4	7	3